

議第 17 号

岐阜都市計画道路の変更について  
(岐阜県決定)

令和 2 年 10 月 7 日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第191号の2

岐阜県都市計画審議会

岐阜都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和2年9月18日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

## 岐阜都市計画道路の変更（岐阜県決定）

1 都市計画道路中3・3・91号芥見太郎丸線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	
	3・3・91	芥見太郎丸線	岐阜市上芥見	岐阜市太郎丸樫木	岐阜市加野、福富	約4,680m	地表式	4車線	25m	・幹線街路3・2・5一般国道156号線と立体交差 ・幹線街路と平面交差4箇所
	3・6・96	兎走山祇園線	岐阜市大字日野字兎走山	岐阜市祇園1丁目		約2,240m	地表式	2車線	10.5m	・幹線街路3・6・44大宮古津橋線と立体交差 ・幹線街路と平面交差3箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

17-3

### 理 由

長良川渡河部における藍川橋の架け替えに伴い、一部区間の区域を変更し、車線数を決定するものである。

## 岐阜都市計画道路の変更に関する補足説明

### 1 変更内容

名 称		変 更 内 容	
番 号	路線名		
3・3・91	芥見太郎丸線	<input type="radio"/> 区域の変更 <input type="radio"/> 延長の変更 <input type="radio"/> 車線の数の決定	変更延長L=約1,080m (岐阜市祇園1丁目、岐阜市芥見町屋1丁目岐阜市向加野1丁目、岐阜市向加野2丁目、岐阜市加野4丁目) 延長L=約4,670m → 約4,680m 代表車線数 4車線
3・6・96	兎走山祇園線	<input type="radio"/> 区域の変更 <input type="radio"/> 位置の変更 <input type="radio"/> 延長の変更 <input type="radio"/> 車線の数の決定	変更延長L=約220m (岐阜市祇園1丁目、岐阜市芥見町屋1丁目) 終点 岐阜市祇園1丁目 → 岐阜市祇園1丁目 延長L=約2,260m → 約2,240m 代表車線数 2車線

17-4

2 関係機関との協議 岐阜市

3 縦覧期間 令和2年7月28日～令和2年8月11日

4 意見書の提出 2件

## 岐阜都市計画道路変更理由書（岐阜県決定）

岐阜市の都市計画道路は、大正 15 年の 27 路線の計画決定に始まり、戦災復興事業や高度経済成長時代の市街地の拡大にあわせて追加決定し、昭和 60 年には北西部道路網、平成 6 年には北東部道路網の追加や変更を重ねてきた。その後、平成 17 年からは人口減少などの社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路見直しを進め、現在では 134 路線、延長約 318km が決定されている。

平成 6 年に計画決定された都市計画道路 3・3・91 号芥見太郎丸線（以下「当該路線」という）は、岐阜都市計画区域マスターplanにおいて、本区域内外の地域相互の連携を強化する主要な道路として位置づけられている。また、(都)一般国道 156 号線から主要地方道岐阜美濃線バイパスまでの区間は、第二次緊急輸送道路に指定されており、防災面においても重要な役割を果たす道路である。

一方、当該路線の長良川に架かる藍川橋は、広域圏からの通過交通や周辺地域から発生する交通が集中していることから、両岸の交差点部において、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生し、通勤・通学など住民生活に大きな支障をきたしている。

このような中、平成 29 年度に事業者である岐阜県において、藍川橋を含む周辺道路の整備計画を策定するため、地元自治会や学校関係者、交通管理者、岐阜市などで組織する藍川橋整備計画検討会を設置し、平成 30 年度には、整備費用の縮減、事業期間の短縮などを図るため、現在の藍川橋を供用しながら、現橋下流側の近接箇所に新橋を架設する方針とされた。

これを踏まえて、令和 2 年 1 月、事業者から都市計画の素案の提示があったことから、都市計画として支障がないと判断し、都市計画を変更するものである。

### 3・3・91 号 芥見太郎丸線

都市計画道路 3・3・91 号芥見太郎丸線は、平成 6 年に岐阜市北東部地域の骨格を形成する幹線街路として、岐阜市上芥見を起点とし、岐阜市太郎丸樫木を終点とする、延長 4,670m が都市計画決定されている。

今回、藍川橋の架け替えに伴い (都)一般国道 156 号線から主要地方道岐阜美濃線バイパスまでの区間の区域変更及び、延長を 4,680m に変更する。あわせて、新たに車線数を 4 車線に決定するものである。

### 3・6・96 号 兎走山祇園線

都市計画道路 3・6・96 号兎走山祇園線は、平成 6 年に岐阜市東部地域の骨格を形成する道路として、岐阜市大字日野字兎走山を起点とし、岐阜市祇園 1 丁目を終点とする、延長 2,260m が都市計画決定されており、全線の整備が完了している。

今回、当路線と交差する (都) 芥見太郎丸線の区域変更に伴い、終点位置の区域を変更とともに、延長を 2,240m に変更する。あわせて、新たに車線数を 2 車線に決定するものである。

## 岐阜都市計画道路の変更案に対する意見書の要旨

### (1) (都) 芥見太郎丸線の中央分離帯の設置について

・(都) 芥見太郎丸線の沿道のガソリンスタンド店舗前に中央分離帯を設置することについて、以下の理由から中央分離帯ではなく、安全地帯（ゼブラゾーン）を要望します。

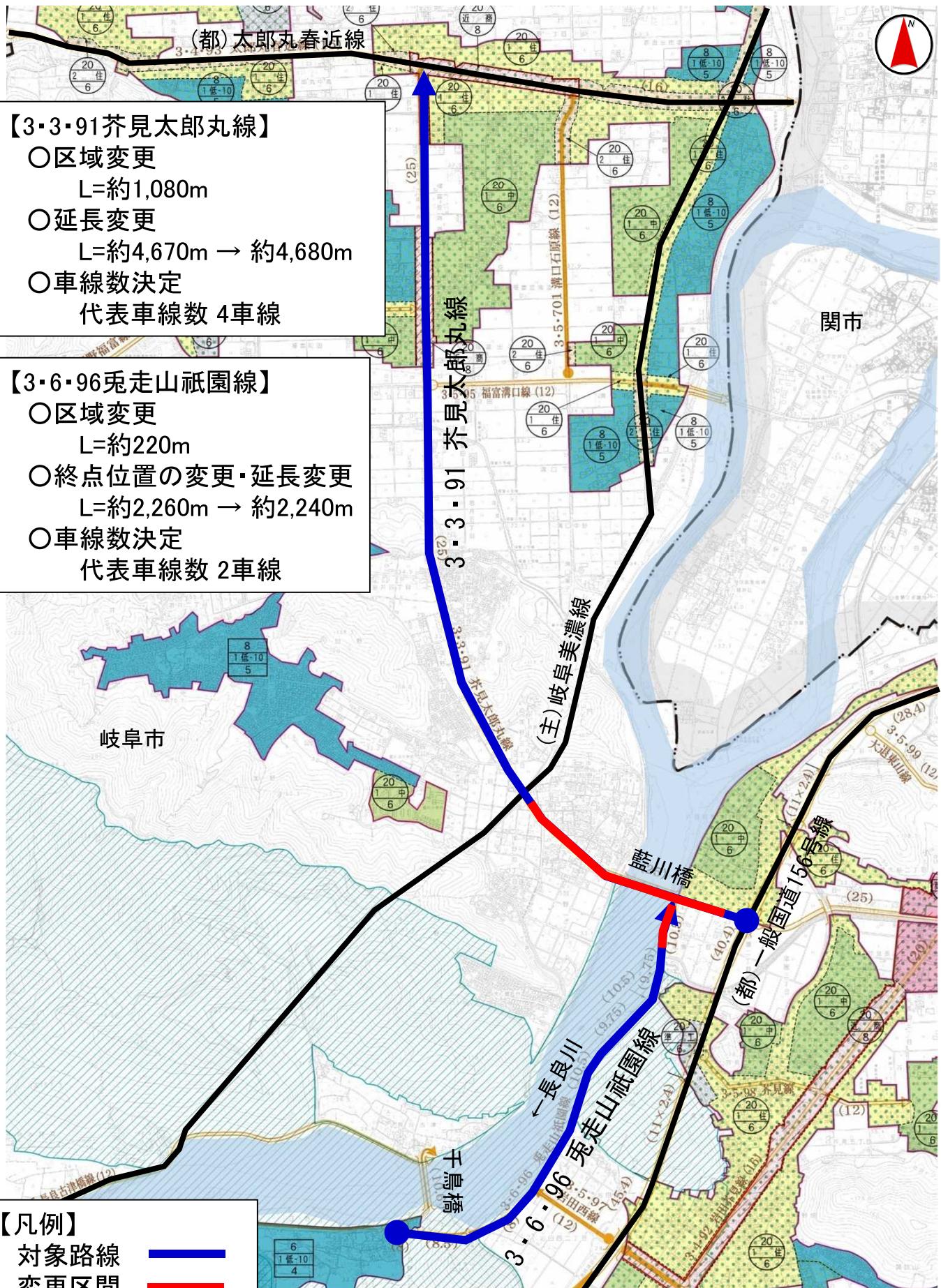
- ① 地元利用者、タンクローリー、災害発生時の緊急車両などが反対車線から進入できなくなり、付近の交差点でUターンすることが考えられ、危険が伴うと考えられる。
- ② 過去に対向車線への誤進入（逆走）を目撃しており、その際の緊急避難としてゼブラゾーンを推奨したいと考える。

### (2) 道路拡幅に伴う補償について

・(都) 芥見太郎丸線の沿道に所有する土地や建物が、道路拡幅により道路用地となってしまうことについて、次のような条件が満たされない場合は反対します。

- ① 全てが道路用地となる見込みの倉庫については、近隣に代替え地を用意していただき、同等の建物の設置、駐車場として使用できるようアスファルト舗装、適切な出入り口の設置等をしていただきたい。
- ② 一部が道路用地となる可能性のある建物やカーポートについては、建築工事等に必要なすべての費用を出していただきたい。

# 岐阜都市計画区域総括図



# 計画図

